

議事日程第1号

平成27年2月27日(金)

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第75号の撤回
撤回理由の説明(市長)
- 第4 議案上程(議案第3号から第41号まで)
提案理由の説明(市長)
教育目標の説明(教育委員長)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤 巳次郎 | 2番 三浦 一郎 | 3番 米谷 勝 |
| 4番 木元 利明 | 5番 佐藤 誠 | 6番 古仲 清尚 |
| 7番 笹川 圭光 | 8番 安田 健次郎 | 9番 進藤 優子 |
| 10番 吉田 清孝 | 11番 船木 金光 | 12番 船橋 金弘 |
| 13番 畠山 富勝 | 14番 船木 正博 | 15番 中田 謙三 |
| 16番 小松 穂積 | 17番 土井 文彦 | 18番 三浦 桂寿 |
| 19番 高野 寛志 | 20番 三浦 利通 | |

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 木元 義博 |
| 主席主査 | 湊 智志 |
| 主席主査 | 杉本 一也 |
| 主席主査 | 夏井 大助 |

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男
教育長 杉本 俊比古
総務企画部長 山本 春司
産業建設部長 原田 良作
企業局長 安藤 恒昭
総務課長 藤原 誠
税務課長 鈴木 金誠
健康子育て課長 伊藤 文興
福祉事務所長 夏井 正士
観光商工課長 飯澤 主貴
病院事務局長 杉山 武
学校教育課長 鈴木 雅彦
監査事務局長 畠山 喜代和
選管事務局長 (総務課長兼任)

副市長 伊藤 正孝
監査委員 湊 忠雄
市民福祉部長 船木 道晴
教育次長 目黒 重光
企画政策課長 菅原 信一
財政課長 佐藤 盛己
生活環境課長 渡部 源夫
介護サービス課長 水戸瀬 重孝
農林水産課長 中田 和彦
建設課長 三浦 秋広
会計管理者 天野 綾子
生涯学習課長 加藤 秋男
企業局管理課長 松橋 光成
農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午前10時01分 開 会

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。これより、平成27年3月定例会を開会いたします。

諸般の報告は朗読を省略いたします。

○議長（三浦利通君） ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（三浦利通君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（三浦利通君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

16番小松穂積君、17番土井文彦君を指名いたします。

日程第3 議案第75号の撤回

○議長（三浦利通君） 日程第3、議案第75号の撤回の件を議題といたします。

平成26年12月定例会提出の、議案第75号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について、市長から撤回の請求がありました。

撤回理由の説明を求めます。渡部市長。

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

平成26年12月定例会に提出いたしました、議案第75号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について、教育厚生委員会におけるご意見等を踏まえ、支

給対象年齢等を見直し、新たな条例を議案として提出するため、撤回させていただきたいと存じます。

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号の撤回の件については、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号の撤回の件については、承認することに決しました。

日程第4 議案第3号から第41号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第4、議案第3号から第41号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 3号 平成26年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）について

議案第 4号 平成26年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第 5号 平成26年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第 6号 平成26年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第 7号 平成26年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第 8号 平成26年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第 9号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について

議案第10号 男鹿市若美文化交流館条例を廃止する条例について

議案第11号 男鹿市行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第12号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 1 3 号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料条例の制定について
- 議案第 1 5 号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 議案第 1 9 号 男鹿市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 議案第 2 1 号 男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 2 号 男鹿市男鹿北中学校屋外運動場照明施設使用条例を廃止する条例について
- 議案第 2 3 号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 4 号 男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 5 号 新市建設計画の変更について
- 議案第 2 6 号 男鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 2 7 号 若美歴史学習交流館の指定管理者の指定について
- 議案第 2 8 号 男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について
- 議案第 2 9 号 市道の廃止について
- 議案第 3 0 号 市道の認定について
- 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度男鹿市診療所特別会計予算について

- 議案第 34 号 平成 27 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
議案第 35 号 平成 27 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 36 号 平成 27 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
議案第 37 号 平成 27 年度男鹿市上水道事業会計予算について
議案第 38 号 平成 27 年度男鹿市ガス事業会計予算について
議案第 39 号 平成 27 年度男鹿市下水道事業会計予算について
議案第 40 号 平成 27 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について
議案第 41 号 平成 27 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について
-

○議長（三浦利通君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 本日、平成 27 年 3 月定例会を招集し、新年度予算案を中心とした諸議案のご審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、市政運営に対する私の所信と主な施策・事業について申し述べたいと存じます。

地方自治の原点は、住民福祉の増進を図ることにあります。

これまで、健全な自治体経営を図りながら、地場産業の振興、男鹿みなと市民病院の経営健全化、子育て環境の充実、教育の振興などに取り組んでまいりました。

今後も、人口減少問題を最重要課題ととらえ、「教育・観光・環境が豊かな文化都市」を目指してまいります。

それでは、平成 27 年度における主な施策・事業につきまして、男鹿市総合計画・後期基本計画のまちづくりの基本目標 6 項目に沿って申し上げます。

第 1 点は、「産業の振興」であります。

まず、「観光の振興」につきましては、教育旅行、スポーツ合宿、大会などの誘致促進事業を進めるとともに、インバウンドの誘致にも取り組み、台湾などからの入り込み客の増加を図ってまいります。

さらに、観光情報発信強化と観光プロモーションの展開による観光誘客宣伝などの充実を図ってまいります。

また、「なまはげ館」は、伝承ホールの映像機器を更新し、インバウンド対応として、新たに英語と中国語に対応した音声ガイドシステムを設置いたします。

次に、「農業」につきましては、複合経営の拡大や多角化に取り組もうとする積極的な経営体に対する支援を強化してまいります。

また、五里合地区の経営体育成基盤整備事業、丸森地区のため池等整備事業に支援するとともに、農地中間管理事業により経営規模の拡大と農地の集約化、担い手の農地集積を促進してまいります。

次に、「林業」につきましては、森林整備の促進と森林所有者の負担軽減を図るため、増川林道から林業専用道船川線を整備してまいります。

また、ナラ枯れ、松くい虫対策では、効率的な防除に努め、被害の拡大防止と景観の保全を図ってまいります。

次に、「水産業」につきましては、新規事業として、市が管理する漁港施設の維持管理、保全計画を策定することにより、施設の長寿命化と更新コストの平準化、縮減を図る水産物供給基盤機能保全事業に着手しております。

また、資源の確保、つくり育てる漁業の推進を図るため、アワビ・クルマエビ・サケなどの種苗放流、ハタハタのふ化放流を行ってまいります。

また、6次産業化の推進を図るため、急速冷凍機等の導入に対し支援してまいります。

次に、「商工業の振興」につきましては、既存地元企業製品を市の事業で活用することにより、需要の拡大を支援してまいります。

また、空き店舗の解消や商店街の賑わいづくりを推進する、空き店舗等利活用事業に取り組んでまいります。

第2点は、「保健及び福祉の増進」であります。

まず、「高齢者福祉の充実」につきましては、現在策定中の男鹿市地域福祉計画と第6期男鹿市老人福祉計画及び男鹿市介護保険事業計画に基づき、福祉の推進に努めてまいります。

次に、「子育て環境の整備」についてであります。

まず、出会いサポートセンター事業を推進し、婚姻率の向上に努めてまいります。

また、保健師、助産師、臨床心理士の専門家による、妊娠・出産・子育ての相談窓口を一本化した「おがっ子ネウボラ」を設置し、切れ目のない支援を行ってまいります。

また、子育て世帯に特化した融資制度の利用者に対して、利子の一部を支援し経済的負担を軽減する「子育て支援応援プラン事業」を実施してまいります。

また、子育て世帯の育児・家事への負担を軽減するため、祖父母との近居または同居に要する費用を支援する、「親元近居同居支援事業」を新設いたします。

また、学童保育施設整備事業として、船越児童クラブ本館を船越小学校校舎棟に移転し、空いたスペースを保育園部分として活用することで、保育園の定員の増加を図ってまいります。

第3点は、「都市及び生活の基盤整備」であります。

まず、「定住環境の整備」につきましては、姫ヶ沢・泉台団地に低所得者世帯及び子育て世帯向けの公営住宅を建設してまいります。

また、公園長寿命化事業により、男鹿総合運動公園テニスコート及びスタンドの改修を行い、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、「生活排水処理施設の整備」につきましては、公共下水道事業として、女川地区、浦田地区、船川・緑ヶ丘地区、雨水排水事業として、船越第5排水区を整備してまいります。

次に、「道路・交通網の整備」につきましては、女川天台線、申川鶴木線、船越前野杉山線の整備、船越脇本線舗装修繕、展望台線防護柵修繕を実施いたします。

第4点は、「安全・安心対策の推進」であります。

まず、「防災・消防体制の強化」につきましては、男鹿市消防団の装備の充実を図るため、ヘルメット、ヘッドライト、雨衣、安全靴、携帯用無線機、発電機、投光器、チェーンソーなどを配備してまいります。

また、公共施設再生可能エネルギー等導入事業では、市役所本庁舎に蓄電池式太陽光発電設備とソーラーパネル付きLED街灯を、避難誘導灯整備事業では、船川地区、戸賀地区及び若美地区にソーラーパネル付きLED街灯を設置いたします。

次に、「防犯体制の充実」につきましては、多様化する消費者相談に対応するための消費生活センターを設置しており、特殊詐欺などへの対応として、通話録音装置貸与事業に取り組んでまいります。

第5点は、「人材の育成」であります。

まず、「教育環境の整備」につきましては、船川第一小学校校舎棟の大規模改修を

行ってまいります。

また、小学生体力向上推進事業、学校支援員配置事業、学習教室事業などに取り組んでまいります。

次に、「芸術・文化・伝統の保護・継承」につきましては、脇本城跡保存整備事業として、敷地内の散策路や案内看板の整備を、年次計画により実施してまいります。

次に、「ジオパーク推進事業」につきましては、総合案内看板等整備事業、ジオパークガイドアプリ制作事業により、案内機能の強化を図ってまいります。

第6点は、「住民と行政がともに育む地域づくり」であります。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、「男鹿市人口ビジョン」及び「男鹿市版総合戦略」を策定してまいります。

また、次期「男鹿市総合計画」の、平成28年度から10年間の基本構想と、5年間の前期基本計画を策定してまいります。

以上、新年度における施策・事業の一端を申し上げましたが、その推進にあたっては、市民、議会と一体となり、効率的な行政運営に努めてまいります。議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、平成27年市の記念日についてであります。

3月21日に10周年記念として、記念式典の中で功労者等の表彰を行うとともに、市内小学校4年生による作文コンクール最優秀賞作品の朗読及び船越小学校と脇本第一小学校の児童による合吟の記念発表、男鹿市ふるさと親善大使の中村和雄氏による記念講演などを予定しております。

次に、寒風山の山焼きについてであります。

今回は、実施場所を大噴火口周辺の約51ヘクタールとし、4月5日の実施に向け、準備を進めております。

次に、全国椿サミット男鹿大会についてであります。

4月11日、12日の両日、全国椿サミット男鹿大会を開催いたします。ツバキ・サザンカを市町村の花木に指定している自治体関係の方々や、日本ツバキ協会の会員の方々との親睦を深めるとともに、本市をPRし、今後の観光誘客につなげてまいります。

次に、男鹿みなと市民病院の医師についてであります。

4月1日より、医師等修学資金貸与制度を利用していた医師1名を採用いたします。これにより、常勤医師は14名となります。

また、東京大学医学部附属病院とJR東京総合病院の医師が、平成27年度も当院で臨床研修をいたします。

次に、市内の風力発電についてであります。

野石から五里合にかけて設置されました男鹿風力発電の風車は、10基が1月5日から、2基が2月1日から稼働を開始しております。

また、船越地区に計画されている風の王国・男鹿の風車4基は、6月から建設工事が本格化いたします。風車本体やタワーの搬入は、船川港を活用するよう要請しております。

次に、市内の太陽光発電についてであります。

JX日鉱日石エネルギーの太陽光発電所は、同社船川事業所の4.2ヘクタールの敷地に、男鹿市最大の2千500キロワットの発電規模で、11月の稼働予定となっております。

次に、第52回なまはげ柴灯まつりについてであります。

ことは、「里のなまはげ乱入」に成人式を迎えた若者や市内各地域からのご協力を得て実施いたしております。ご協力を賜りました皆様に、厚くお礼を申し上げます。

次に、温泉施設についてであります。

今月8日、夕陽温泉WAOの揚湯ポンプが故障し、現在、沸かし湯での営業となっております。復旧まで今しばらくお時間をいただきたいと存じます。

次に、農業の状況についてであります。

平成27年産米の生産数量目標が昨年12月25日に県から示され、本市の生産数量目標は1万3千996トンで、前年と比較し545トン減少しております。

転作目標配分率は、去年の41.9パーセントから43.9パーセントになっております。

JA秋田みなみとともに「経営所得安定対策に係る集落座談会」を開催し、国・県の事業制度の周知と合わせ、米の生産数量調整へのご協力をお願いしているところで

あります。

葉タバコの平成26年産の販売額は、1億4千580万円で、天候不順と作付面積が減少したため、前年と比較して1千800万円の減となっております。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、本市における昨年1月から12月までの漁獲量は3千949トン、漁獲金額は13億1千625万円で、前年と比較して、漁獲量で6.8パーセントの減、漁獲金額では7.8パーセントの減となっております。

次に、雇用情勢についてであります。

12月末現在の秋田県の有効求人倍率は、0.97倍となっております。ハローワーク男鹿管内の有効求人倍率は0.91倍で、昨年同期と比較して0.27ポイント増加しております。

また、緊急雇用の起業支援型地域雇用創造事業では、本年1月1日付けで1社に2人が正社員として雇用されております。

2月16日現在、就業資格取得支援助成金制度を活用し36人が資格を取得しております。そのうち高校生7人の就職が内定し、一般では2人が就職しております。

次に、観光の状況についてであります。

昨年1月から12月までの観光客の入り込み数は286万554人で、前年と比較し16.9パーセントの増、宿泊客数は14万1千668人で、前年と比較し5.1パーセントの減となっております。

また、昨年12月及び本年1月における観光客の入り込み数は、12月が4万3千675人、1月が3万9千924人で、前年同期と比較して、12月が1万4千995人、1月が8千595人の減となっており、宿泊客数は、12月が4千888人、1月が3千470人で、前年同期と比較して、12月が1千621人の減、1月が11人の増となっております。

以上で諸般の報告を終わり、次に、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第3号平成26年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

本補正予算は、決算見込みによる調整を図るとともに、道路補修工事費、生活バス路線維持費補助金、生活交道路線維持費補助金のほか、地域住民生活等緊急支援のた

めの交付金に係る事業費等を措置したもので、歳入歳出それぞれ5千580万円を減額し、補正後の予算総額を168億3千490万円とするものであります。

次に、議案第4号平成26年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本補正予算は、保険給付費、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金の決算見込みによる調整並びに療養給付費負担金等返還金を措置したもので、歳入歳出それぞれ1億4千440万2千円を追加し、補正後の予算総額を47億4千53万5千円とするものであります。

次に、議案第5号平成26年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本補正予算は、保険事業勘定において、歳入では国県支出金、繰入金等を措置し、歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費等を措置したもので、歳入歳出それぞれ2億9千161万1千円を追加し、補正後の予算総額を46億5千618万1千円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定において、歳入ではサービス収入等を措置し、歳出では諸支出金を措置したもので、歳入歳出それぞれ187万5千円を減額し、補正後の予算総額を1千691万2千円とするものであります。

次に、議案第6号平成26年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本補正予算は、決算見込みによる調整を図ったもので、歳入歳出それぞれ376万8千円を減額し、補正後の予算総額を3億5千95万6千円とするものであります。

次に、議案第7号平成26年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本補正予算は、入院外来収益及び経常経費並びに資本関係費の見直しを図ったほか、職員の異動調整等による人件費を措置したもので、収益的収支の収入で511万9千円の増額、支出で5千310万円の増額、資本的収支の収入で1千244万円の減額、支出で1千436万円の減額を見込んだものであります。

次に、議案第8号平成26年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本補正予算は、決算見込みによる調整を図ったもので、収益的収支の支出で187万5千円の増額、資本的収支の収入で1億1千929万円の減額、支出で1億1千441万2千円の減額を見込んだものであります。

次に、議案第9号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市単独運行バス瀧西北部線について、美野を起点とする系統を新設することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号男鹿市若美文化交流館条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、若美文化交流館を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第11号男鹿市行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定等を設けるほか、条文の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間、市長、副市長及び教育長の給料月額を引き下げるとともに、条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する勧告に準じ、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料条例の制定についてであります。

本議案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第15号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

す。

本議案は、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、指定地域密着型サービス事業に関する省令の一部改正に伴い、本事業の人員、設備及び運営等に関する基準を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、指定地域密着型介護予防サービス事業に関する省令の一部改正に伴い、本事業の人員、設備及び運営等に関する基準を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例についてであります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の給与、手当及び旅費に関する規定等を整備するため、関係条例の一部を改正し、及び廃止するものであります。

次に、議案第19号男鹿市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第20号男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてであります。

本議案は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、男鹿市いじめ問題対策連絡協議会、男鹿市いじめ対策委員会及び男鹿市いじめ調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第21号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定に伴い、新たに設置される協議会等の委員の報酬を定めるほか、心身障害児就学指導委員会の名称変更に伴い、職名を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 2 2 号男鹿市男鹿北中学校屋外運動場照明施設使用条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿北中学校屋外運動場照明施設の使用を終了するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第 2 3 号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、姫ヶ沢・泉台団地に建設中の公営住宅 2 戸について、設置及び駐車場使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 2 4 号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 2 5 号新市建設計画の変更についてであります。

本議案は、新市建設計画において、計画期間を延長し、及び財政計画を変更するものであります。

次に、議案第 2 6 号男鹿市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

本議案は、男鹿市過疎地域自立促進計画において、斎場の整備に関する計画を加えるものであります。

次に、議案第 2 7 号若美歴史学習交流館の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、若美歴史学習交流館の指定管理者として、渡部町内会を指定するものであります。

次に、議案第 2 8 号男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者として、株式会社東北ビルサービスセンターを指定するものであります。

次に、議案第 2 9 号市道の廃止についてであります。

本議案は、道路改良事業等に伴い、内子19号線など4路線、延長949メートルの市道を廃止するものであります。

次に、議案第30号市道の認定についてであります。

本議案は、道路改良事業、県道振り替え等に伴い、内子19号線、飯の森・角間崎線など8路線、延長5千918メートルの市道を認定するものであります。

次に、議案第31号平成27年度男鹿市一般会計予算についてであります。

本予算は、男鹿市行政改革大綱に掲げる実施計画に基づき、歳出の徹底した削減や財源の確保に取り組み、財政の健全性を確保することを基本方針として編成したものであります。

歳入においては、市税等の収入を的確に把握し、その確保に努めるとともに、歳出においては、人口減少対策や観光・農林水産業をはじめとする産業の振興、生活バス路線の確保など、市民生活に直結するものを中心に措置したほか、本市を取り巻く課題への新たな行政施策の方向性を示す、次期男鹿市総合計画策定事業費、地域医療の充実や福祉・介護サービスを確保するための各特別会計への繰出金などを措置したもので、歳入歳出予算の総額を163億9千100万円とするものであります。

次に、議案第32号平成27年度男鹿市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本予算は、国保財政の健全化を図りながら、保険給付と保健事業を推進するため、歳入では、国県支出金、前期高齢者交付金、一般会計繰入金、療養給付費交付金等を措置し、不足分を保険税に求め、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を53億461万5千円とするものであります。

次に、議案第33号平成27年度男鹿市診療所特別会計予算についてであります。

本予算は、地域医療確保のため、歳入では診療収入等を措置し、歳出では医師の出張診療委託料、医薬材料費等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を2千776万1千円とするものであります。

次に、議案第34号平成27年度男鹿市介護保険特別会計予算についてであります。

本予算は、保険事業勘定においては、保険給付と介護予防等を推進するため、歳入

では、保険料、国県支出金、支払基金交付金等を措置し、歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を46億9千268万9千円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定においては、歳入では介護予防サービス計画費収入等を措置し、歳出では保険事業勘定繰出金を措置したもので、歳入歳出予算の総額を1千673万5千円とするものであります。

次に、議案第35号平成27年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本予算は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険料の徴収等の事務を行うため、歳入では後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を措置し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を3億4千549万4千円とするものであります。

次に、議案第36号平成27年度男鹿みなと市民病院事業会計予算についてであります。

本予算は、病院事業に係る診療収入及び経常的な維持管理費並びに資本関係費として、医療機械器具の更新及び企業債の償還に要する費用などを措置したもので、収益的収支では、収入で27億6千925万3千円、支出で26億3千470万7千円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で4億5千544万2千円、支出で6億5千318万4千円を見込んだものであります。

次に、議案第37号平成27年度男鹿市上水道事業会計予算についてであります。

本予算は、上水道事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費として、老朽管更新事業の配水管布設替工事費などを措置したもので、収益的収支では、収入で6億9千791万2千円、支出で6億8千769万1千円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で5千193万6千円、支出で3億5千48万6千円を見込んだものであります。

次に、議案第38号平成27年度男鹿市ガス事業会計予算についてであります。

本予算は、ガス事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費として経年管布設替工事費などを措置したもので、収益的収支では、収入で6億8千70万4千円、支出

で6億4千53万9千円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で3千230万円、支出で2億1千965万3千円を見込んだものであります。

次に、議案第39号平成27年度男鹿市下水道事業会計予算についてであります。

本予算は、下水道事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費として公共下水道建設費などを措置したもので、収益的収支では、収入で8億4千245万6千円、支出で8億4千892万円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で9億3千748万6千円、支出で12億5千48万6千円を見込んだものであります。

次に、議案第40号平成27年度男鹿市農業集落排水事業会計予算についてであります。

本予算は、農業集落排水事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費として農業集落排水施設建設費などを措置したもので、収益的収支では、収入で1億182万5千円、支出で9千774万3千円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で584万円、支出で3千419万8千円を見込んだものであります。

次に、議案第41号平成27年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算についてであります。

本予算は、漁業集落排水事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費として漁業集落排水施設建設費などを措置したもので、収益的収支では、収入で1億220万3千円、支出で1億円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で85万円、支出で2千212万2千円を見込んだものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、教育委員会の教育目標について説明を求めます。目黒教育委員長

【教育委員長 目黒恵子君 登壇】

○教育委員長（目黒恵子君） 皆様、おはようございます。

本日、平成27年3月定例会の開催にあたりまして、日ごろ、本市教育行政の推進に深いご理解と多大なるご支援を賜っております市議会並びに市民の皆様に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

さて、平成23年度にスタートした「男鹿市総合計画・後期基本計画」は、平成27年度が最終年度となります。

教育委員会では、これまで、人材の育成として、「教育環境の整備」、「地域間交流の機会充実と国際交流の推進」、「生涯スポーツ活動の推進」、「生涯学習の推進」、「芸術・文化・伝統の保護・継承」の5つを重点目標として掲げ、具現に向けた施策を講じてまいりました。

集大成となる来年度は、5つの重点目標の総仕上げとして、一層充実した教育施策の展開に努めてまいります。

それでは、平成27年度学校教育の充実、生涯学習の推進、スポーツ振興等の教育目標について申し上げます。

はじめに、学校教育についてであります。

本市の目指す子供像である「強くたくましい心と体に支えられ、知性と品性を兼ね備えた、21世紀を生きる子供」の育成を目指し、「確かな学力の育成」、「豊かな人間性の育成」、「たくましい心と体の育成」、「教職員の指導力を高める研修の充実」の4つを柱として、具現に向けた取り組みを推進してまいります。

第1点として、「確かな学力の育成」についてであります。

本市の児童生徒の学力は、国の全国学力・学習状況調査では、今年度も、小学校6年生、中学校3年生ともに、国語、算数・数学のすべてで全国の平均を上回っております。

また、全国のトップレベルである本県との比較においては、年度によるプラス・マイナスはあるものの、小学校、中学校ともに県平均との差は縮まる傾向にあります。

県が独自に実施している学習状況調査においても、理科が県平均を上回るなど、本市の児童生徒の学力は向上傾向にあります。

これらの結果は、少人数学習やチーム・ティーチング、学校支援員や生活サポートの配置などのほか、ALTを小学校へ配置するなど、個に応じたきめ細かな指導・支援の成果であるものととらえております。

今後、大学や県内教育機関との連携を通して授業の質の向上を図るとともに、小学校と中学校の教員の相互交流による授業の実施など、小・中連携による学習指導の一層の充実に努めてまいります。

また、来年度は、新規事業として「英語コミュニケーション能力育成事業」を実施いたします。本事業は、小・中学校が連携して英語教育を展開し、英語を道具として使える児童生徒の育成を目指すものであり、中学校英語教員と小学校学級担任がチーム・ティーチングで外国語活動を指導するとともに、小学校低・中学年でも、英語に触れる時間を設定するものです。来年度は、美里小学校と瀧西中学校を先行導入校として指導方法の研究などを行い、その成果を踏まえて、平成28年度以降、他中学校区でも実施していく計画であります。

第2点として、「豊かな人間性の育成」についてであります。

学校と家庭、地域との連携による道德教育の推進、地域に根ざしたふるさと教育の充実により、児童生徒の「豊かな人間性の育成」に努めてまいります。

学校と地域との連携の強化を進めながら、豊かな体験活動を生かして児童生徒の道德性を育むとともに、より地域とのつながりのあるふるさと教育を展開していくことで、将来、地域社会のさまざまな問題に主体的に対応できる児童生徒の育成に努めてまいります。

さらに、本市独自の取り組みである、なまはげハートプランによる地域人材の活用や、ふるさと探訪事業、ジオパーク学習センターの活用を通じて、ふるさとの自然や伝統文化を学ぶ機会の充実に図り、男鹿に根ざした特色ある教育を推進してまいります。

第3点として、「たくましい心と体の育成」についてであります。

児童生徒が切磋琢磨し、ともに高め合う学級、学校づくりに努めるとともに、教育相談体制の充実などにより、いじめや不登校の未然防止、全校体制による早期発見、即時対応に努め、望ましい人間関係の醸成や、自己実現を図る生徒指導の充実に努めてまいります。

また、さまざまな機会をとらえて、困難にくじけない強い心や体の育成に努めるとともに、専門家から水泳や陸上競技の指導を直接受けられる機会を設定するなど、運動能力向上のための取り組みを進めてまいります。

第4点として、「教職員の指導力を高める研修の充実」についてであります。

秋田大学、国際教養大学、秋田県立大学、県教育委員会との連携に加え、一昨年9月に秋田大学男鹿なまはげ分校が開校したことにより、専門家による講演や出前授業など、本市における教職員の研修の機会がこれまで以上に充実しております。

今後も、秋田大学男鹿なまはげ分校等との一層の連携を図りながら、教職員の指導力を高める研修を計画的に実施し、研修の成果を、児童生徒の学力向上や国際理解の深化などにつなげてまいります。

以上、4点申し上げましたが、本市では、児童生徒数の減少に伴い、年々学校規模が小さくなっており、このような中で、学校が活力を維持しながら、地域社会においてその役割を果たしていくためには、地域の協力や支援が不可欠であります。子供たちの健全な成長を確保するため、学校と保護者、地域の方々が目的や課題を共有し、協力して学校運営を進めていくために、平成28年4月のコミュニティ・スクール導入に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、生涯学習の推進についてであります。

市民一人一人が生涯にわたり、健康で、心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、「いつでも、どこでも、だれでも」学習することができる地域社会づくりを目指し、「社会教育の推進」、「芸術文化の振興」、「文化財の保護・継承」の3つを柱とした取り組みを推進してまいります。

第1点として、「社会教育の推進」についてであります。

生きがいに満ちた活力ある「生涯学習社会」の実現に向け、安全で安心して利用できる社会教育施設の整備・充実に努めるとともに、各公民館などにおいて、ふるさと資源を活用した学習機会を積極的に提供し、学びの成果を地域社会に生かす人材の育成や環境づくりを進めてまいります。

また、少子化、核家族化が進む中、子供の豊かな人間性を育むため、家庭、地域、学校が連携し、家庭教育支援体制の充実を図るとともに、子供の自己形成のためには読書活動が極めて有効であることから、読み聞かせグループなど地域の教育力を生かし、本に親しむ環境づくりに努めてまいります。

第2点として、「芸術文化の振興」についてであります。

市民に心の豊かさや潤いのある生活をもたらすものとして、芸術文化の果たす役割

は極めて重要であります。

本市の芸術文化活動の拠点である男鹿市民文化会館において、優れた芸術文化の鑑賞機会を積極的に提供するとともに、市芸術文化協会や市民団体との連携により、芸術フェスティバルや市民文化祭等の市民参加による芸術文化活動の振興を図ってまいります。

また、各公民館において地域の芸術文化活動を推進するため、生涯学習奨励員等との連携により各種創作活動に努めるほか、発表機会の充実に取り組んでまいります。

第3点として、「文化財の保護・継承」についてであります。

国指定史跡の脇本城跡については、平成25年度に作成した整備基本計画に基づいた整備を進めるほか、城歩きなどのイベントを実施してまいります。

また、全国8地域による「来訪神行事」のユネスコ無形文化遺産登録を目指すとともに、「男鹿のナマハゲ」の保存及び振興を図ってまいります。

さらに、日本ジオパークに認定されて4年目となる「男鹿半島・大潟ジオパーク」については、地質や自然・歴史等の遺産を活用した新たな魅力の創造や発信に努めるなど、日本ジオパーク再認定審査に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、スポーツ振興についてであります。

スポーツは、人生を豊かで充実したものとするとともに、健康で明るく活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠であります。

そのため、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことを目指し、「生涯スポーツの充実」、「競技スポーツの充実」、「体育施設の効率的な活用」の3つを柱とした取り組みを推進してまいります。

第1点として、「生涯スポーツの充実」についてであります。

市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブと連携し、チャレンジデーやミニチャレンジデーの参加を促進するなど、市民だれもが気軽に参加し、運動習慣の定着につながる取り組みを推進してまいります。

第2点として、「競技スポーツの充実」についてであります。

64回目となる「男鹿駅伝競走大会」や第5回を迎える「なまはげカップ中学生バスケットボール大会」等の充実・発展に努めるとともに、男鹿市体育協会、競技団体

への支援やスポーツ少年団の育成などを通じて、競技力の向上に努めてまいります。

第3点として、「体育施設の効率的な活用」についてであります。

男鹿市総合体育館など、本市の体育施設については、平成23年度から指定管理者制度を導入し、効率的な施設の管理や利用の促進に努めております。今後も、市民に親しまれる施設として、適切な整備とサービスの充実に努めてまいります。

また、大規模改修工事を実施したB&G海洋センタープールについては、子供たちの泳力向上や市民の健康増進を図る施設として活用してまいります。

さらに、人工芝に改修した男鹿総合運動公園球技場をはじめ市内スポーツ施設の情報を広く発信し、スポーツ合宿等の誘致に努めてまいります。

終わりに、本年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行となり、いわゆる新教育委員会制度が動き出します。

新制度では、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携強化などを図ることになります。

いかなる制度も、それを十分に生かすことができるかどうかは、その運用にあたる当事者の双肩にかかっております。未来を担う子供たちのため、地域住民の意思を的確に反映しつつ、地方教育行政の充実、発展のため、引き続き尽力してまいります。

以上、平成27年度の教育目標について申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、よろしくご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。3月2日は議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって3月2日は議事の都合により休会とし、3月3日午前10時より本会議を再開し、市政に対する一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前 11 時 12 分 散 会